

## 対面授業の再開について

令和2年5月29日

山口県立大学長 加登田恵子

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受けて5月11日より原則として遠隔による授業運営を行ってきましたが、山口県及び全国各地における緊急事態宣言の解除や感染の減少傾向を受けて、感染防止対策を徹底した上で、原則として対面授業を再開することとしました。

学生の皆様におかれましては、下記の内容をよく理解し対策を行った上で、対面授業の再開に臨まれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 概要

#### (1) 対面授業再開の対象

全ての学部・学科及び別科助産専攻は、原則として遠隔授業を中止して対面授業を再開します。

※学外実習についても、感染防止対策を徹底した上で、原則として実施可能とします。

※例外として、大人数の履修によって教室内の着席間隔を十分に確保できない等の場合には、遠隔授業を実施することがあります。

※大学院は、外国人留学生や社会人が多いため、当面の間、遠隔授業を継続します。

#### (2) 対面授業の再開日

6月15日（月）からとします。

※感染症（第2波）の拡大状況等により、延期や中止の可能性がります。

#### (3) 授業スケジュール

4月22日（水）に発表したスケジュール（※別紙1）から変更はありません。

### 2. 授業における感染防止対策について

#### (1) 体調不良者の出席停止

##### ①体調不良の場合の対応

風邪の症状や発熱等が認められる場合には、無理をして通学せず、自宅で休養してください。この場合の授業の出席の取扱いは「公認欠席」とします。

##### 【大学内で症状がみられる場合】

- ・授業担当教員等が、学生の風邪の症状等を認めた場合は、保健室に行くよう指導します。
- ↓
- ・保健室で健康観察を行い、自宅休養の必要性を判断します。必要性が認められた場合は、大学において公認欠席の取扱いを行います。（※診断書不要）

##### 【自宅で症状が見られる場合】

- ・通学前に学生自らが風邪の症状等を認めた場合は、無理をせず自宅で休養し、健康サポートセンター 保健室（電話）083-929-6512に連絡してください。（平日 8:40～17:10）
- ↓
- ・回復後に、教務部門で公認欠席の手続きを行ってください。（※診断書等の提出が必要）

## ②体調回復後の対応

風邪の症状等がなくなった場合は、大学に連絡をして通学の可否について相談した上で、通学するようにしてください。

次のいずれかに該当する場合に、通学が認められます。

- ・風邪の症状等がなくなって5日が経過
- ・病院で「通学してもよい」旨の診断があった

【通学の可否に関する相談先】（平日 8:40～17:10）

健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512

## (2) 手洗い、咳エチケット

大学構内では、感染防止対策の基本である手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットを実践してください。

### 【具体策】

- ・こまめな手洗いを実施してください。トイレ内ハンドドライヤーは使用禁止です。
- ・建物の入口に手指消毒液を設置していますので、ご利用ください。
- ・キャンパス内では、昼食時等を除き、原則マスクを着用してください。
- ・マスクを外している時は、ティッシュ、ハンカチ等で「咳エチケット」を実践してください。

## (3) 教室の換気

換気を徹底するため、教室は原則として窓を開けて使用してください。

### 【具体策】

- ・原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。（強風等の場合は外気側の窓等を閉めてもよいが、適宜換気する。）
- ・冷暖房を使用する場合でも、窓や出入口は閉め切らずに、常に換気ができる状態としてください。
- ・換気設備は、常に「運転」の状態にしておきます。

## (4) 着席間隔

近距離での会話や発声を防止するため、教室等での着席間隔はできるだけ離してください。

### 【具体策】

- ・教室内では、できる限り離れて着席してください。可動機の場合は座席同士が1m以上離れるように配置していますが、長机の場合は「一つ飛ばし」で着席してください。
- ・ゼミやグループワーク等で近距離の会話や発声がある場合は、マスクを着用してください。マスクがない場合は十分な距離（対面で2m）を保つようにしてください。

## 3. その他

### (1) 学内施設等の利用

授業がない時間は学内に留まらずに帰宅し、できるだけ学内での滞在時間が短くなるようにしてください。

**【具体策】**

- ・授業で使用していない教室（体育館等を含む）の課外活動等での利用は、禁止します。
- ・図書館は、席数を減らして利用可能とします。ただし、平日夜間及び土日の特別利用や、学外者の利用はできません。
- ・ラーニングcommons等の学習スペースは利用を禁止します。自習は自宅で行ってください。
- ・教室やCOMMONスペースで昼食をとる際には、対面で座らないようにし、会話は慎んでください。
- ・食堂は、席数を減らして営業しますが、できるだけ短時間の利用としてください。また、対面で座らず、会話は控えめにしてください。
- ・売店は感染防止カーテン等の対策を施した上で営業をしています。
- ・北キャンパスでの昼食販売を行います。販売所で昼食をとることは禁止します。

**(2) 体調管理**

授業再開後も、日々の体温や症状を「健康記録票（※別紙2）」に記録し、自身の健康管理に努めてください。

また、風邪の症状や発熱等が認められる場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

**【健康記録票の提出について】**

体調管理の実施状況を確認し、今後の健康指導に役立てるため、6月15日の対面授業再開時に、過去2週間分の健康記録票（写し可）を提出してください。

- ・提出先：各学部の事務室（学部長室）
- ・提出日：6月15日（月）以降、最初に通学した日

※提出がない学生には、督促の連絡をすることがあります。

**(3) 県外移動**

**①県をまたぐ移動**

5月末までは、県をまたぐ不要不急の移動は控えてください。

6月以降も、5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）や、新たな感染者が報告されている地域への不要不急の移動は自粛してください。

県外に移動した場合は、移動した時期や場所、用件等に関わらず、いつ、どこに立ち寄ったかといった行動履歴を行動記録票（※別紙3）に記録しておいてください。

**②県外に帰省中の場合**

現在、学生の皆様には県内の自宅（アパート等）で過ごすようお願いをしていますが、やむを得ず県外に帰省中の方がいらっしゃる場合は、できるだけ速やかに山口県内の自宅に移動して健康管理に努め、生活リズムを整えておいていただくようお願いします。

**(4) 課外活動**

大学内外での課外活動（サークル活動を含む）は、当分の間、活動を禁止します。

※対面授業再開後の状況を踏まえて、今後、活動再開の是非を判断し、改めてお知らせします。

(5) アルバイト

多人数の中で接客を伴う飲食店等でのアルバイトは、できるだけ自粛してください。

(6) 感染予防

生活する上では、密閉空間・密集場所・密接場面のいわゆる「3密」となる場所を避けるとともに、「新しい生活様式の実践例（※別紙4）」等を参考に、基本的な感染対策を徹底してください。

○公認欠席に関する相談（平日 8:40～17:10）

教育研究支援部 教務部門 （電話）083-929-6506

○体調管理に関する相談（平日 8:40～17:10）

健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512

○課外活動やアルバイト等に関する相談（平日 8:40～17:10）

学生部 学生支援部門 （電話）083-929-6507

○その他全般的な相談

各チューターに連絡してください

## 2020年度 授業スケジュール ※4月22日変更

	日	月	火	水	木	金	土							
4月					1	学年開始	2	3	4					
	5	6	TOEIC、オリエンテーション	7	オリエンテーション	8	①	9	①	10	①	11		
	12	13	①	14	①	15	《休講》	16	《休講》	17	《休講》	18		
	19	20	《休講》	21	《休講》	22	《休講》	23	《休講》	24	《休講》	25		
	26	27	《休講》	28	《休講》	29	昭和の日	30	《休講》	1	《休講》	2		
5月	3	憲法記念日	4	みどりの日	5	こどもの日	6	振替休日	7	ZOOM接続テスト、オリ	8	ZOOM接続テスト、オリ	9	
	10		11	②	12	②	13	②	14	②	15	②	16	月曜③
	17		18	④	19	③	20	③	21	③	22	③	23	火曜④
	24		25	⑤	26	⑤	27	④	28	④	29	④	30	水曜⑤
	31		1	⑥	2	⑥	3	⑥	4	⑤	5	⑤	6	木曜⑥
6月	7		8	⑦	9	⑦	10	⑦	11	⑦	12	⑥	13	金曜⑦
	14		15	⑧	16	⑧	17	⑧	18	⑧	19	⑧	20	月曜⑨
	21		22	⑩	23	⑨	24	⑨	25	⑨	26	⑨	27	火曜⑩
	28		29	⑪	30	⑪	1	⑩	2	⑩	3	⑩	4	水曜⑪
7月	5		6	⑫	7	⑫	8	⑫	9	⑪	10	⑪	11	TOEIC
	12		13	⑬	14	⑬	15	⑬	16	⑫	17	⑫	18	木曜⑬
	19		20	⑭	21	⑭	22	⑭	23	⑭	24	⑬	25	金曜⑭
	26		27	⑮	28	⑮	29	⑮	30	⑮	31	⑮	1	全学休講対応(補講)
8月	2		3	試験・補講	4	試験・補講	5	試験・補講	6	試験・補講	7	試験・補講	8	集中講義
	9	集中講義	10	集中講義	11	集中講義	12	集中講義	13	集中講義	14	集中講義	15	集中講義
	16	集中講義	17	集中講義	18	集中講義	19	集中講義	20	夏季休業日	21	夏季休業日	22	
	23	オープンキャンパス	24	夏季休業日	25	夏季休業日	26	夏季休業日	27	〃	28	〃	29	
	30		31	〃	1	〃	2	〃	3	〃	4	〃	5	
9月	6		7	〃	8	〃	9	(秋季卒業式)	10	〃	11	〃	12	
	13		14	〃	15	〃	16	〃	17	〃	18	〃	19	別科入試
	20		21	敬老の日	22	秋分の日	23	〃	24	〃	25	〃	26	
	27		28	夏季休業日	29	TOEIC	30	後期オリエンテーション	1	①	2	①	3	
10月	4		5	①	6	①	7	①	8	②	9	②	10	
	11		12	②	13	②	14	②	15	③	16	③	17	土曜補講日
	18		19	③	20	③	21	③	22	④	23	④	24	
	25		26	④	27	④	28	④	29	⑤	30	⑤	31	
11月	1		2	⑤	3	文化の日	4	⑤	5	⑤(火 振替)	6	⑥	7	(華月祭)
	8	(華月祭)	9	⑥	10	⑥	11	⑥	12	⑥	13	⑦	14	土曜補講日
	15		16	⑦	17	⑦	18	⑦	19	⑦	20	⑧	21	
	22		23	勤労感謝の日	24	⑧	25	⑧(月 振替)	26	⑧	27	⑨	28	推薦入試
	29	推薦入試	30	⑨	1	⑨	2	⑧	3	⑨	4	⑩	5	大学院・別科入試
12月	6		7	⑩	8	⑩	9	⑨	10	⑩	11	⑪	12	土曜補講日
	13		14	⑪	15	⑪	16	⑩	17	⑪	18	⑫	19	TOEIC
	20		21	⑫	22	⑫	23	⑪	24	冬季休業日	25	冬季休業日	26	
	27		28	冬季休業日	29	冬季休業日	30	冬季休業日	31	〃	1	元日	2	
1月	3		4	冬季休業日	5	冬季休業日	6	⑫	7	⑫	8	⑬	9	土曜補講日
	10		11	成人の日	12	⑬	13	⑬	14	⑬	15	全学休講(共通テスト準備)	16	共通テスト
	17	共通テスト	18	⑬	19	⑭	20	⑭	21	⑭	22	⑭	23	(共通テスト再試)
	24	(共通テスト再試)	25	⑭	26	⑮	27	⑮	28	⑮	29	⑮	30	全学休講対応(補講)
	31		1	⑮	2	試験・補講	3	試験・補講	4	試験・補講	5	試験・補講	6	
2月	7		8	試験・補講	9	集中講義	10	集中講義	11	建国記念の日	12	集中講義	13	集中講義
	14		15		16		17		18		19		20	
	21		22		23	天皇誕生日	24		25	一般選抜(前期)	26	外国人留学生入試	27	
	28		1	2		3		4		5		6	大学院入試(追加)	
3月	7		8		9		10		11		12	一般選抜(後期)	13	
	14		15		16		17	卒業式	18		19		20	春分の日
	21		22	春季休業日	23	春季休業日	24	春季休業日	25	春季休業日	26	春季休業日	27	
	28		29	〃	30	〃	31	〃						

## 健康記録票

所属 (学科/研究科/別科)		学籍番号		氏名	
-------------------	--	------	--	----	--

※毎日の体温・症状を記入してください。

体温を記入し、該当する症状があれば○をつけてください。記載している症状以外の症状がある場合には、「その他」の欄に記入してください。

月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
症状など							
体温 (°C)							
咳・痰							
呼吸困難 (息苦しさ)							
鼻汁・鼻閉							
咽頭痛							
頭痛							
下痢							
倦怠感 (だるさ)							
味覚・嗅覚異常							
その他							
月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
症状など							
体温 (°C)							
咳・痰							
呼吸困難 (息苦しさ)							
鼻汁・鼻閉							
咽頭痛							
頭痛							
下痢							
倦怠感 (だるさ)							
味覚・嗅覚異常							
その他							



(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」  
(令和2年5月14日)より

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定



## 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言については、国による感染状況を含む分析・評価が行われ、5月25日に全ての地域で解除されました。

本県においては、県民の皆様、企業の皆様のご協力により、5月6日以降の感染は確認されていませんが、緊急事態宣言が解除されても、未だ感染が発生している地域があり、感染が終息したわけではありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、ここで気を緩めることなく、引き続き、感染拡大防止に取り組んでいく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、再び感染を拡大させないよう、また、社会経済活動の回復に向け、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- ◎ 新たな感染が連日確認されている北九州市については、当面、通勤・通学・通院など生活に必要なものを除き、不要不急の移動を控えてください。  
やむを得ず移動する場合も、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県については、以下の期間、不要不急の移動は慎重に検討いただき、極力控えてください。
  - ・大阪府、京都府、兵庫県（6月11日まで）
  - ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道（6月18日まで）
- ◎ 県をまたぐ移動については、5月末まで自粛をお願いしますが、6月からは、県をまたぐ移動の際には、本県の情報はもちろん、移動先の地域が提供している情報も確認し、感染予防に努めてください。
- ◎ 企業の皆様におかれては、5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県及び感染拡大が懸念される北九州市への出張は、上記の期間、慎重に判断いただくとともに、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議の活用など、人との接触を低減する取組を進めてください。  
また、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための適切な対策の徹底をお願いします。
- ◎ 皆様お一人おひとりが、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

令和2年5月29日

山口県知事 村岡 嗣 政